

雇児発第0316002号
平成21年3月16日

各〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

養育支援訪問事業ガイドラインについて

子育て支援の推進にあたっては、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、この度、別添のとおり、「養育支援訪問事業ガイドライン」を策定したので、通知する。

今般、「育児支援家庭訪問事業」は「養育支援訪問事業」として、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により、本年4月より児童福祉法に位置づけられ、市町村における実施の努力義務が課されることとなっており、今後、全ての市町村で事業が効果的に実施されることが求められるところである。

そのため、本ガイドラインは、市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確にしたものであり、市町村においては、本ガイドラインを基本として事業を実施するとともに、地域の実情に応じて本ガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待されるものである。

貴職におかれては、このような観点から、本ガイドラインに沿って「養育家庭訪問事業」が一層充実して実施されるよう、管内地方公共団体並びに関係機関に周知するとともに、全ての市町村において事業が効果的に実施されるよう、情報提供や必要な研修を実施する等、事業の実施と充実のためにご尽力願いたい。

また、併せて本事業が社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置づけられたことから、都道府県においては、事業の届出及び指導監督等についてもご配慮いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。